

第 2 1 1 回長野県私立学校審議会議事録

- 【日 時】 令和 3 年 1 2 月 2 1 日 (火) 1 3 時 3 0 分から 1 5 時 5 8 分まで
【場 所】 長野県庁西庁舎 1 0 9 号会議室 (オンライン会議)
【出席者】 児島則夫会長、石澤裕治委員
(オンライン出席者)
小林浩委員、窪田英一委員、浅輪佳代子委員、内川小百合委員、
金山美和子委員、戸枝智子委員、西片紀美子委員、平林倫子委員、
百瀬真希委員、鷺澤文治委員

1 あいさつ

- 中坪部長
(あいさつ)

2 会議事項

- 事務局 (熊谷補佐)

それでは会議事項に入りたいと思います。

本日の会議は委員定数 12 名のところ 12 名全員の皆様が出席をされておまして、本審議会運営規則第 4 条の規定により、過半数の要件を満たし、成立していることを御報告いたします。

なお、議事進行ですが、議長は会長が当たることになっておりますので、これより議事の進行を児島会長に交代いたします。

- 議長 (児島会長)

それでは議事に入らせていただきたいと思います。

本日の会議事項はお手元に配付されております会議次第のとおりでございます。また、本日の議事録署名人は、鷺澤委員と石澤委員にお願いをいたします。よろしく申し上げます。

なお、会議が長時間にわたりますので、適宜休憩をとらせていただきたいと思いますので、御承知おきいただきたいと思います。

では始めに会議事項 1 の諮問事項を議題とさせていただきます。

お手元に諮問事項という資料が配付されているかと思いますが、今回長野県知事の方から、学校法人の設立に係る寄附行為の認可など 4 件が諮問されております。諮問事項の順に従い、審議をお願いいたします。

学校法人インターナショナルスクールオブ長野

インターナショナルスクールオブ長野小学部

- 議長 (児島会長)

最初に諮問事項の学校法人の設置に係る寄附行為の認可を議題とさせていただきます。これにつきまして次の諮問事項項目でもあります、私立小学校の設置の二次審査と関係がありますので、併せて議題とさせていただきます。

資料1-1の「学校法人インターナショナルスクールオブ長野について」、それから資料1-2の「インターナショナルスクールオブ長野小学部について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

こんにちは。私学振興課長の小池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1-1、1-2につきまして、御説明をさせていただきます。この件につきましては、10月の審議会において一次審査をいただきまして、その後窪田委員と一緒に現地調査をいたしました。それを踏まえて二次審査をお願いするということでもあります。

資料1-1は学校法人の設立についてであります。設立の趣意は学校の設置と同じでありますので、資料1-2の方に添付してございます。

学校の概要も後ほど、資料1-2に出てまいりますので、説明は省略させていただきます。

(6) 役員につきましては理事5名、監事2名、評議員は11名で表のとおりであります。

2ページ、資産の状況であります。校地、校舎は市からの借り上げで利用いたしますので、資産といたしますと、運用財産が●●円余でございます。

資料1-2へお移りください。小学校の設置にかかる二次審査であります。設置の趣意は別紙1に添付してございますが、国際バカロレアの12歳までのプライマリーイヤープログラムを実施する学校として、長野県の公教育の中に、多文化、探究的な学びの選択肢を作るというような趣旨でございます。

学校の概要であります。名称は記載のとおり。場所は松本市五常、旧四賀村にあります。設置者は記載のとおり。理事長予定者の栗林梨恵さんが校長にもなる予定でございます。現在ここは、合同会社WIPインターナショナルスクールオブ長野として、フリースクールとして展開をしております。2ページにその様子がございますが、10月に御説明したものと一緒ですので、簡単に御説明させていただきますが、現在、松本市、長野市、上田市にキャンパスを持っていて、小学校年代の児童は松本市の島内キャンパスにあります。こちらの児童が、主に移ってくるという想定であります。

新しくできます学校は、2ページの編制、施設・設備であります。収容定員といたしますと25人学級の6学年であります。生徒数の見込みは松本の島内キャンパスの子どもたちが移行してくる分と、それぞれのキャンパスの幼稚園の5歳児から移行する分、それから外部からの転入予定者も一定数見込んでいるということでもあります。

教職員組織につきましては、3ページになりますけれども、校長以下、教員体制といたしますと、令和4年度の立ち上げの年は御覧のとおりであります。一部、一次審査の計画のときとは異なるのは、事務職員を●人増やしているということでもあります。これは後ほど出てまいります。スクールバスの運行を職員が行うということで、バスドライバーを●人確保したということでもあります。それから教諭、助教諭という欄がございまして、助教諭の●

人は外国人の方で、今、臨時免許を申請中であります。4月の開校までには臨時免許が認められるとのことでもあります。

教育課程は上段下段と敢えて分けて書いてございますが、下段が小学校の学習指導要領の授業時間数を参考として記載しております。この新しい学校の予定しております授業時間数が上段でありまして、小学校の学習指導要領に上乘せをする形で、こちらの特色ある教育を提供していくということでございます。

校地につきましては、松本市からの賃貸借を予定しておりまして、松本市の旧五常小学校の敷地を使い、運動場も同様です。

5ページですが、校舎の状況であります。校舎は、廃校になっている校舎であります。こちらの現地確認をしてまいりましたが、普通教室6室の学校です。基本的には小学校として使われていたところに新しく小学校として入るということですので、大きな改修は必要ないのですが、水回り等を集中的にやらなければいけないという状態であります。ただ、体育館は耐震性が不足しているために使用できないということで、近所にあります松本市四賀体育館を平日の昼間は優先的に使えるということでもあります。車で8分ぐらいの距離にありまして、そこの輸送はバスを使って行きます。時間割をそれ用に工夫をして、ちょくちょく行ったり来たりしないように工夫をしているところであります。

校舎の改修計画であります。校舎改修の契約は済んでいるのですが、設置認可後に設立された法人とあらためて契約を結び直すということでもあります。我々が現地に行った際はまだ手が入っていませんが、工程表を確認しますと、実際の準備行為として、12月の2週目から仮設工事等が入るということで、竣工は3月19日、引き渡しは3月22日という計画でございます。

6ページは、1次審査と変更ございません。授業料等についても同様であります。年額授業料が127万2千円ということでもあります。

7ページにお移りいただきまして、収支計画です。一次審査と変わっておりますのが、収入のところで、収益事業に「●●」と書いてございますが、●●を学校法人として運営していきますので、その収益の部分が計上されています。それから、●●を実施いたしますので、それに係る収益を見込み、収入に計上し直してございます。

人件費につきましては、生徒さんの通学の便を確保するというので、●●していますので、その●●分を計上するというものであります。管理経費につきましては、●●しますので、その分が増額となっております。2年目、令和5年度ですが、8ページにお移りいただきまして、先生方と校長先生の給料が●●おります。これは、初年度は栗林氏が校長に就任する予定であります。2年目以降外部からの招へいを考えているということで、それに見合った人件費の積算をしているというものであります。

9ページにお移りいただきまして、一次審査の後、現地調査を実施いたしました。詳しくは後ほど窪田委員から御報告いただきますが、確認してきたことを参考として記載してございます。地区校長会との関係について、一次審査のときに質問がございました。11月に松本市の教育長と面談をし、認可後の1月になりますけれども、地区の校長会で校長予定者の栗林氏が参加をして学校の説明をするという予定でございます。

それから一次審査のときには、地元の小学校の学級編制への影響ということで、御質問がありましたので、14ページにつけています。それぞれ特定の学校に集中しているという現状ではなくて、松本市が多いですが、一つの学校で多いところで●人、学年ごとで見ますと、多くて●人ということであります。公立小学校の学級編制への影響は、もちろん皆無ではありませんけれども一定の学校に偏っているという状況ではないということであります。

それから生徒の交通手段について御質問がございました。生徒さんたちの希望をとりますと、明科駅まで電車で来て、学校までバスで学校に行きたいということが多いということで、明科駅からのバスを2往復とします。もう1台は、南松本の今あるフリースクールのキャンパスから、松本駅西口ですとかを經由して、五常までバスを運行するということとあります。

「地域に溶け込んでいくこと」という御懸念が委員からございました。地元の状況はどうかということではありますが、11月12日に四賀地区全体の説明、それから21日に隣接の西宮地区、それから1月になりますがお膝元の五常地区で説明会をする予定ということとあります。これまでの状況ですと、新しく学校が地元ができるということで、ぜひ何かの形で、協力したいというようなありがたい声もいただいているということとあります。

私からの説明は以上であります。

○議長（児島委員）

はい。この件につきましては、窪田委員に現地調査を行っていただいております。窪田委員から御報告をお願いいたします。

○窪田委員

はい。それでは御報告をさせていただきます。12月7日、私学振興課小池課長、熊谷課長補佐、橋爪主事とともに、学校の開設に向けた状況について現地調査を実施しました。理事長、校長予定者の栗林氏、事務担当者の前島氏より、学校の概要や校舎の改修状況について説明を受けました。

立地としましては、インターナショナルスクールオブ長野小学部は、松本市五常、旧四賀村の旧五常小学校の校地及び校舎を松本市から賃借して設置される予定です。児童の通学は保護者またはスクールバスによる送迎を予定しているとのこと。保護者へのアンケートの結果、明科駅まで電車、明科駅からスクールバスを希望する児童が一番多かったため、一次審査時よりバスを1台増やすように変更したとのこと。交通の便が良いとは言えない立地ですが、最近は古民家をリノベーションしたカフェや家具店などができ、移住者もいるとのことです。

教育内容につきましては、教育内容の特徴は、一つ、国際バカロレア、IB、PYPプライマリーイヤープログラム、3歳から12歳用の教育プログラムに基づいた探究の授業を設定しているとのこと。二つ、多文化多言語の学びを取り入れることとあります。PYPに基づいた探究の授業につきましては、既にフリースクールとしてPYPの認定を受けているため、一条校として認可された場合も、そのまま認定校となるとのこと。すべての教職員

は毎年IBについての研修を受け、理解を深めている。PYPに基づき、教科横断的な学びを探究として教育課程に盛り込み、学習指導要領に基づいた学習に上乘せし、実施する。探究では1年間を通して6つのテーマを扱う。児童自らが課題を設定し、情報収集、整理分析、まとめ、振り返りのサイクルを繰り返す。教員はファシリテーターとして過程をサポートします。

現在、松本市内のフリースクールでは、JAなど、地域の皆さんと関わりを持ってその繋がりを今後も継続していく予定です。四賀地区では住民説明会で教育活動への協力を申し出る方がおり、住民との連携がスムーズにできるように検討し、計画を立てること自体が学習になるので、地域の人々、企業と連携する児童の挑戦をサポートするとのことです。

多言語多文化の学びについては、多言語多文化の学びを実践するため、現在は教員臨時免許申請中ですが、外国人の助教諭を●人配置します。配置予定者の多くは現在フリースクールで従事しており、国語、算数などの一部の教科を除き、基本的に外国人教員によって英語で行います。外国人教員は中国語、タガログ語、ズールー語、ツワナ語、クロアチア語等を使用することができるため、児童は日本語、英語以外の言語に接することができます。外国人教員についてはネットワークがあり紹介を受けることができるので、今のところ、採用に心配はないと説明がありました。

施設につきましては、校舎の整備状況は、松本市より旧五常小学校の校舎を借り受けて、正式契約は認可後ですが、改修工事着手についての覚書を結び、12月中旬から工事を開始するとのことです。現時点では進捗状況を書面で確認するにとどまりましたが、引き渡しは3月22日の予定で、その後、机などの教具を搬入するスケジュールとのことです。校舎の現状を視察したところ、窓ガラスや2階廊下の壁に安全上の懸念があったため、工夫するように伝えました。

体育館は、旧五常小学校の体育館は耐震性がなく使用できないため、松本市立四賀体育館を使用します。実際車で向かったところ、所用時間は8分くらいでありました。体育がある日の時間割はバスでの移動時間を考慮して調整するため、時間割上は問題がないとの説明がありました。「児童への負担を考えると、同じ敷地内に体育館があったほうがよい」と伝えましたところ、「すぐには厳しいが、今後はクラウドファンディング等を活用しながら、敷地内の体育館を整備したい思いがある」との回答でありました。

その他確認事項につきましては、入学者の募集は、まだ一条校としての認可をもらっていませんが、現在のフリースクールではホームページで見学希望者を募集、希望者にキャンパス案内を実施しているとの説明があり、今後積極的に広報を行えば入学希望者は増えるの見込んでいるとのことです。

授業料につきましては、授業料は現在のフリースクールと同額で、県内私立小学校の授業料額平均と比べると高額であります。外国人教員を多く配置するため、必要な額とのことです。先駆的な教育の草創期においては、趣旨に共感してくれる人の負担がある程度多くなることはやむを得ないとの考えでありました。

以上、現地を確認して申請者の説明を伺いました。校舎については、改修状況を書面で確認するにとどまりましたが、3月中に完了引渡予定であることが確認できました。新しい学

校の教育の特色として、国際バカロレアPYPの認定校としてフリースクールを運営してきた実情を踏まえ、学習指導要領に基づく教科学習に上乘せして、探究の授業を主に設定し、一条校として国際バカロレアに取り組むことなど、特色ある教育の実施体制が確認できました。

その他、通学手段などにおいても、来年4月から学校として児童を受け入れる体制が整っていることを確認しました。ただ、申請を急ぐ中、細かな配慮が欠ける可能性もあり、今後とも丁寧に進めていただきたいと思います。

結びといたしまして、今後、多様な私学の認可申請が諮問されることが予想されますが、永続性、公正性、公共性を検討する時間と機会の必要を感じられます。以上であります。

○議長（児島会長）

ただいま事務局からの説明及び窪田委員から現地調査結果について御報告をいただいたわけですが、これにつきまして御意見、御質問等ございましたら、御発言願います。

はい、どうぞ。

○事務局（小池課長）

すみません。委員さんから質問をいただく前にちょっと訂正を申し上げます。

3ページの教職員組織ですが、我々のミスでございます。教諭は、網掛けの部分6人、助教諭は7人に訂正をお願いします。専任・兼任の内訳が教諭の専任3人、助教諭の専任6人になっていますが、教諭の専任が2人、助教諭の専任が7人です。

ただいまの窪田委員の御説明が正しくて、我々の資料への記載が間違っておりました。申し訳ございません。

○議長（児島会長）

はい。課長さんの方から御説明ありましたがよろしいでしょうか。はい。繰り返しになりますが、御意見、御質問等ございましたら、御発言をよろしく願います。いかがでしょうか。はい、鷺澤委員さん、願います。

○鷺澤委員

はい。現在フリースクールにいる児童が結構いますが、フリースクールにいるということは、一般の小学校に在籍はしているんですね。それから今度は編入をする形になるのか。それと、今、通常の小学校にはフリースクールに在籍している児童は通学しているのですか、いないのですか。

○議長（児島会長）

はい、願います。

○事務局（小池課長）

フリースクール生と籍のある学校との関係についての質問です。こちらの学校では、フリースクール生を先ほどの資料の中で14ページにお示ししているように、原籍校があって、そちらに籍を置いて、通学はフリースクールに行きます。そのフリースクールでの学びを原籍校の校長先生が単位として認定しているという状態です。

今度こちらのインターナショナルスクールオブ長野が設置されますと、学校教育法に基づく学校となりますので、形としてはこちらの新しい学校に所属する。したがって、原籍校から抜けるということになります。

○鷺澤委員

フリースクールで勉強していることを原籍校でそれを認めるという、通学はして来ていないけど、それは単位として認めますよという形なんですね。

○事務局（小池課長）

特例的にそうなっています。例えば不登校の子とかもいますので、そのような取扱いができるようになっています。

○議長（児島会長）

鷺澤委員さん、よろしいでしょうか。

○鷺澤委員

それとですね、さっき外国人の方が臨時免許を申請するというお話だったんですが、この臨時免許というのはどういう条件なら認められるのですか。これも教えてください。

○議長（児島会長）

よろしいでしょうか。

○事務局（小池課長）

はい。扱いは「助教諭」ということになるんですが、普通免許状を有する人が採用できない場合に県教育委員会の審査を経て、授与されるというものです。

今回の場合ですと、海外の学校とか日本に来てから教育に関わっているという経歴を審査して、教育委員会が限定という形で授与するというものであります。

○鷺澤委員

これはあくまでも限定で、正規の免許に変わるということはないということですか。

○事務局（小池課長）

今の制度ですと3年間という期限がついた免許になります。普通免許状をとった先生だと、更新期限10年ということになっています。

○議長（児島会長）

よろしいでしょうか。それではそれ以外に何か御質問、御意見等ございますでしょうか。
はい、小林委員さんどうぞ。

○小林委員

小学校の設置には条件も整っており、異論はないんですけれども、私は風の噂で、フリースクールが佐久地区にできるというお話を聞きました。フリースクールなので、私立学校審議会の範疇を超えているんですけれども、佐久地区というのは児童が減っているんですね。フリースクールでいいんですけれども公立小学校に在籍しているので、実質的には非常に困る学校も出てくるのではないかと思われるんですが。

全然範疇外だからいいと言えばいいんですが、佐久地区にフリースクールを作る、作らないということを私学振興課の方として把握されているか、されてないのか、そのあたりを教えてくださいいただければと思います。

○議長（児島会長）

よろしいでしょうか。

○事務局（小池課長）

はい。私のところでは承知はしていません。全体的に行政の関与が極めて緩いというのか、しっかりできてない部分があって、総数が今いくつなのかということも県としては把握できていない状態です。ただ先生がおっしゃるとおり、原籍校があつてのフリースクールですので、そこに通っていることを、例えば不登校の子が原籍校には通いづらいけど、昼間の居場所としてそっちへ通っているということをどう評価するかというのは、多分実際には原籍校の教育委員会とか原籍校の校長先生の判断でやっているということです。

御質問にお応えできる部分としては、県として把握はできてないということです。

○議長（児島会長）

小林委員さん、よろしいでしょうか。はい、平林委員さん、お願いいたします。

○平林委員

一般的な考え方として教えてほしいんですが、教員の給与の基準を学校はどのようなふうに考えているのかということを知りたいです。

質問の元々の原因は、収支差額の金額にあります。当然私立小学校には県の補助金が出るんですが、県の補助金をもらって、収支差額を学校法人としてもっている必要があるのでしょうか。県から補助金が出ているので、逆にその教員の人たちの収入の確保というところでどれぐらいのレベルを考えているのか、これ決して高い基準の収入じゃないですよ。

専任の教員が2年目からは月●万円で、税金とか社会保険料を引いたときに2割減ぐらいあると考えたときにこの学校はボーナスもないんですよ。学校の先生としてどれぐらいの基準は最低限クリアしなければいけないものなのか、内部留保をしてまでお給料下げなければいけないのか、最低限これぐらいは小学校の先生としてもらって欲しいという基準というのは何もないんですかね。

誰に聞いてもちょっとわからないですが、この額は教員として適正値なんでしょうか。この基準で学校を作るべきなのか、もう少し最低限これぐらいは払ってくださいという基準は、ないんですかねということを知りたいんですけども。

○事務局（小池課長）

お答えになるかわかりませんが、統一的に教員の給料はこうあるべきというのは、私立学校についてはありません。それは各学校設置者の判断ということになります。

御懸念は多分、安かろう悪かろうではないけれど、教育の質、先生の質は、ある程度、所得があり、生活の確保がされていることが必要だろうという問題意識からの御質問だと思います。

しかし県として、行政として、私立学校の給与水準がこうだというのはありません。内部留保との関係ですけれども、これから学校の設置がされますと、運営費に対する補助金が県から出ます。そのときには運営費のうち、人件費を上限として、補助することになりますので、給与が少ないところは、もしかしたら補助金の方が多くなると、その分は補助金を支払えないということになります。

こちらの学校は、今フリースクールとしてのスタッフを擁して運営をしているので、その水準がそのまま引き移ってきていると思います。学校として今後運営していきますと、それに見合って給料も上げていくという予定になっていますので、申請内容を見ると教諭①が1人当たり●万円、2年目からは●万円という設定をしているようです。収支差額が生じる場所も基本的には学校の判断におまかせしていますが、今後施設の改修ですとか、ということも出てきますので、毎年使いきるということではなくて一定程度留保して貯めていく必要があると思っています。

○平林委員

個人的な意見としては、県からの補助金が出ているので、それが意図なく留保されていくというのは学校設立に対して気持ちのどこかに不信感があります。なので、学校だけに限らず、福祉だったりとか、介護士とかの給与水準が低いところなど問題になっているところで、教育に対しても、ある程度の一定レベルを達してほしいという気持ちがあることだけはちょっと意見として言わせていただきました。以上です。

○議長（児島会長）

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。どうぞ、百瀬委員さん。

○百瀬委員

この資料の中の探究の授業というのを読ませていただきましたが、私が考えているものとのだいぶ考え方が違う学校を作ろうとしているんだというところに、期待感を持っています。

今非常にグローバル化が進んでいる中で、国際競争力を持つという考え方に立ったとするならば、探究し、自分で課題を提起していくというような授業のやり方は素晴らしく将来に役立ったものになると、この資料を見て感じた次第です。

一方で、内容に他校との違いが大いにあることも感じられますので、そういう意味で、幼稚園、小学校と上がっていく子どもたちが、現在中学校以上が無いだけに、良いか悪いかではなく、日本での適応力も考慮しながら、指導いただく事も必要かと感じます、それをもって、国際化という考え方になるのではないかと思います。

やっぱり日本にいることの風土性と、そして国際的に見る視野というところを、融合させて子どもたちをどう教育していくのかなというところは興味あるところです。ちょっとまとまらないんですけど、内容を問わず私たちが過去に体験してきた学校教育とだいぶ違うと思うのと、この学校がこれからどのように生徒の育成をしていくのかというのが、審議だけではわからず、今後の展開で、フリースクールが開かれるとの話も出ておりますので、問いかけをしていくということも必要なのではないかと感じます。

○議長（児島会長）

これについての事務局からの御説明はありますか。

○事務局（小池課長）

開校後に注目していきたいという御意見をいただきました。開校後3年間は、この場で報告するようにしておりますので、生徒の充足状況のような数値的などころが中心になっていきますが、少し教育内容にも思いを致した報告ができるよう到来年以降は考えていきたいと思えます。

○議長（児島会長）

ありがとうございます。御意見、御質問等ございましたらお願いしたいと思えますが、いかがでございましょうか。特によろしいでしょうか。

特に御意見がないようでしたら、「学校法人インターナショナルスクールオブ長野の寄附行為」及び「インターナショナルスクールオブ長野小学部の設置」について、認可して差し支えない答申することとしてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

はい。それでは、認可して差し支えない旨、答申させていただきます。

学校法人信州長野学園 ステップ高等学校

○議長（児島会長）

続きまして、資料2-1の「学校法人信州長野学園について」、事務局から説明をお願いいたします。なお、これにつきましては、次の審査項目であります私立高等学校新設の二次審査と関連がございますので、併せて審議をさせていただきます。資料2-2の「ステップ高等学校について」も併せて事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局（小池課長）

資料2-1をお開きください。学校法人信州長野学園の法人設立にかかる寄附行為の認可でございます。設立の趣意は3ページについておりますが、最下段を御覧いただきますと、建学の精神が書いてありますけれど、「笑顔を大切に、自然を大切に、未来を大切に、この言葉が我が学園の建学の精神であり理念です。」とあります。設置する学校は後ほど御説明いたします「ステップ高等学校」であります。

役員は御覧のとおり、理事5名、監事2名、評議員11名であります。2ページにお移りいただきまして、資産であります。校地、校舎は長野市から賃借いたしますので、主な資産といたしますと、運用財産として●●を入れた●●円余、資産総額で●●円余というものであります。

学校につきましては、資料2-2であります。こちらにも一次審査を10月にいただきまして、現地調査を小林委員をお願いいたしまして、現地調査を踏まえた二次審査ということでもあります。

設置の趣意は9ページに示しておりますが、一次審査で御説明いたしました。若干その後実際生徒を受け入れるにあたって、学習スタイルを整理する中で、設置趣意書に書いてあるコース名などを整理したところもありまして、9ページに下線を引いております。このコース名のところを変更したというものであります。趣意の部分は変更となったわけではございません。申し上げますと、体験的な学びを通じて、地元の方々と活動する通信制高校として建てたいということでもあります。

資料の1ページにお戻りいただきまして、学校の概要であります。広域通信制の普通科の高校で、教育区域は長野県、神奈川県、京都府、位置は長野市信更町上尾で旧長野市立更府小学校を使うものであります。

開設は4月1日を予定しております。設置者、校長は御覧のとおりであります。収容定員は240名であります。

2ページにお移りいただきまして、教職員組織であります。こちらの資料の訂正がありまして申し訳ございません。縦の合計を見ていただきますと、4年度の21人の下の専任16人が15人、兼任5人が6人、6年度の計31人の内訳が専任29人ではなく28人、兼任6人ではなく7人に訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

一次審査との変更点に下線を引いてございますけれども、校長が高齢ということもあって、常勤はしないということで兼任の欄に移してございます。それから副校長を専任で置きますが、その方の所有免許は国語ということでもあります。

校地につきましては先ほどから申しているとおり、長野市から賃借で、校舎につきましては現地を確認してまいりましたが、普通教室が6室であります。

理科室につきましては準備室等の整備がちょっと遅れており、家庭科室は今、民俗資料など地元の資料が置かれていて、中には入れますが、設備が本当に使えるかというのは確認できませんでした。現状といたしまして3ページですが、校舎については、平成30年度に大規模改修がなされていて、例えばトイレですとかは、小学生サイズではなく、大人用に改修がなされています。

家庭科室が資料保管中で、水道やガス器具がそのまま使えるかというのは、我々の目では確認できませんでしたが、その他躯体ですとか水回りについては、現状のまま使用可能であります。先ほど来申し上げている民俗資料については、1月に市の教育委員会と住民の皆さんと一緒に整理して捨てるものは捨てる、残して展示するものはそのまま学校に据え置くという予定であります。

教育区域については3ページであります。長野県内では、本校のほか、松本に面接指導施設を置きます。神奈川と京都にもそれぞれ置くということで、定員の割り当ては記載のとおりでございます。

開設費の大宗は●●で賄うということでもあります。授業料等についても一次審査と変更ございません。

収支計画であります。人件費支出について、一次審査の際に教員の給与が極めて低いのではないかと御指摘をいただきまして、その旨学校に伝えましたところ、一次審査の際は月給のみでしたが、期末手当を設けたいということでもあります。それ以上は開校直後についてはこの金額で先生に働いていただき、学校としての認知度が軌道に乗ってきたところで、給与を徐々に引き上げていきたいとの説明であります。

経費支出の部分で一次審査時と変わっていますのが、広報費です。6ページに移っていただきまして、令和5年度の収支については、学校としての収支が均衡をとれないということで、●●を充てるということでございます。

それから現地調査の結果を事務的に整理したものでございます。7ページに参考として記載してございます。当初の設置趣意書とこれまでの学校からの説明のなかでも、コースの形態がわかりづらいということもありまして、学校とやり取りをして、このように整理をしたものであります。大きく分けますとコースの中に「通学」と「在宅ネットサポート」「在宅」という型を設けています。その中で例えば、一番通信制らしいのは「在宅」で、在宅で面接指導等を通じた添削指導と集中スクーリングをやるもので、こちらの類型は授業料が59万8,000円となります。通学型はこの学校は独特であります。週4日以上学校に通学して、そのうち面接指導が週2回、その他の時間は学校で、例えば地元の方と農作業の時間とか、自習の時間ですとかということに充てるという通学をしながら通信制教育を受ける形態

を想定しています。その両方から派生する形で、間を取った折衷的な学習形態をとっているものが「在宅ネットサポート」であります。

一次審査の際に、教員の給与が低いという御指摘から、「通信制高校ではコミュニケーション能力を養っていくことが必要だが、それを引き出せる教員がいるのか」という御指摘がございました。教員の確保は学校へお任せするんですが、それに対する一つの答えとして、サポーター制度というのを設けたいということでもあります。担任を全部学校が決めるのではなくて、生徒が自分で先生を選んでサポーターになってもらう。そのサポーターが科目の授業以外でも、個別の支援を行っていくというものであります。先生も選んでもらうために、どういう先生ですよということを生徒に知らせていく必要がありますので、その準備を今しているということでもあります。

こういった場所のできる学校ですので、地域との連携が大きなテーマになっていきます。地域の方との連携をどう図っていくのかということですが、数あるコースの中でも毎日週4日以上通学を前提にしている通学コースの生徒に行っていくということでもあります。在宅コースの生徒も希望すれば参加が可能であるとのこと。こういった形態でやるかということですが、実施内容に記載がありますとおり「総合的な探究の時間」ですとか、「特別活動」として実施をするということで、現在想定していますのは、以下①②③と具体的に書いてございます。ワイナリーでの農作業から製造、出荷を一緒にやっていくとか販売を一緒にやるとかということを考えているということ。それから農作業体験で、住民の方と一緒にやっていくということでもあります。生徒に不登校経験があるということも想定しており、そもそも家から出る、出てコミュニケーションをとるというところに、何らかのサポートが必要だということを想定していますので、こういった体験を通じて地域の方と触れ合う機会を作ってきたということでもあります。

地元の方への説明状況は記載のとおりであります。こちらも長らく廃校となっていた学校に子どもさんが来るということで、地元からはおおむね好意的な受け止めをされているとのこと。

教員人件費については、一次審査の際に指摘がありましたので、期末手当をつけました。今後はすぐには難しいが県立高校の基準になるべく近づけるよう努めたいということでもあります。

生徒さんの通学手段はマイクロバス1台と10人乗り2台の3台を用意しまして、国道19号の最寄りのバス停からと稲荷山駅又は篠ノ井駅から送迎を想定しているということです。学校では稲荷山駅がいちばん近いということでしたが、地元の方から篠ノ井駅の方がいいんじゃないかという御意見もあって、このように設定しているということでもあります。

私の方からの説明は以上でございます。

○議長（児島会長）

はい、この事項につきましては小林委員さんに現地調査を行っていただいておりますので、小林委員さんから御報告をお願いいたします。

○小林委員

それでは御説明いたします。去る12月9日木曜日、事務局の私学振興課小池課長、熊谷課長補佐、佐久間私学指導主事と私とで、ステップ高等学校通信制課程の開設に向けた準備状況について、現地調査を行いました。

当日は設置認可申請中でもある学校法人信州長野学園理事予定者の●●氏、同学校法人学校長予定者の丹羽洋介先生から説明を受けました。ステップ高校通信制課程は、長野市の中山間地にある旧長野市立更府小学校の校地及び校舎を長野市から賃借りして設置されます。

生徒の交通手段は主に二つあり、国道19号を走る路線バスを利用して国道沿いのバス停で下車し、そこからスクールバスで学校に向かうという手段が一つ。もう一つはJRやしなの鉄道を利用して、稲荷山駅または篠ノ井駅からスクールバスで学校に向かうという手段となっております。

前述したように、校舎は北信地域の中山間地に位置しており、国道からは幅員の狭い道や勾配のきつい道ですので、特に冬期間の積雪時や路面凍結時の通学には生徒の安全な送迎に関して、学校側は最大限の注意を払う必要があると思われました。現地視察当日、私は篠ノ井駅方面から同校に向かいましたが、アップダウンが多く、加えて、対向車とすれ違いができない場所もいくつかありました。降雪時には、特に篠ノ井駅や稲荷山駅からのスクールバスの安全な運行に学校側は細心の注意を払う必要があると強く感じました。

続いて教育内容についてです。ステップ高等学校の通信制課程は、広域の通信制ですので、法令上、入学転籍できる地域は3都道府県以上となっており、同校は長野県、神奈川県、そして京都府に住む高校生が、その受入れ対象となっております。生徒は中学校時代、あるいは在籍していた前の高校で不登校などの経験をした生徒が中心となる予定とのことでした。

令和4年度の入学見込み生徒数については、長野県外の生徒を含めて転学生が約●名、新入学生は約●名になるということで、水面下での広報活動を行った上で手応えとして得た計●名という数字はおおむね確からしさは高いように思われました。

後述する「通学コース」の生徒約●名が主な対象とはなりますが、校舎の周りには雄大な自然が広がり、また農業に従事する方々が多い地域性を生かして、生徒が農作業の手伝いをするという実体験を通して学びを深めていくという「アグリセラピー」を中心に据えるとのことでした。「農業」の意味の agriculture と、「治療あるいは療法」の意味の therapy の二つの英単語の造語が、アグリセラピーということになると思います。

「総合的な探究の時間」または「特別活動」として、校舎に接するブドウ園にてワイン用ブドウの収穫作業を行ったり、近隣の農家の皆さんの農作業をお手伝いする企画もあるとのことでした。

生徒と教員の関わりで同校を特徴付けているものが、「サポーター制」と呼ばれるものです。この仕組みは、生徒自らが自分のサポーターとなる教員を選び、生徒に選ばれた教員は生徒を支えるサポーターとして関わるという未だかつてない斬新な方法で担任が決定するというものです。一次審査の際に「生徒と教員が関わる中で、いかに生徒のコミュニケーション能力を育成するか」が課題として指摘されましたが、この「サポーター制」という仕組み

は、その運用をうまく行えば、生徒のコミュニケーション能力を育成する上で、一役も二役も買う有益な手段であり、意欲的な取組として評価したいと考えます。また、悩み多き生徒に対応すべく看護師1名を配置し、令和5年度には養護教諭を配置する計画となっております。

次に教諭の待遇についてであります。一次審査の段階では月給のみを計上しておりましたが、期末手当も支給するような計画に変更されました。将来的には長野県の公立学校の教諭の給与水準に近づける努力をされるとのことでした。給与は労働の対価であり、同時に職員の前向きな労働意欲を生み出す重要な要素の一つであることを考えると、やはり労働内容に見合った適切な給与体系が確立されることを望みます。

開校初年度からのいわゆる学校の黎明期にあつては、公立学校の給与水準にすることはできなくとも、サポーター制などは教諭にやりがいと同時に、それ相当の負荷をかけることになるチャレンジな取組でもあるので、優秀な教員を確保する意味でも、学校の発展とともに一層の改善を図ってほしい旨を学校側に強く伝えてまいりました。

次から学習スタイルについてです。「総合コース」という一つのコースの中に学習形態によって「通学コース」「在宅ネットサポートコース」さらには「在宅コース」の三つのインナーコースを設けております。前述のアグリセラピーの恩恵を中心的に受けることができるのが、「通学コース」を選択した生徒となります。なお、アグリセラピーはすべてのコースの生徒が参加することもできます。「在宅ネットサポートコース」を選択した生徒は、メディアを利用し、生徒が自学自習するだけでなく、民間業者と学校が提携し、インターネットを活用して学習したり、Web会議システムを活用して教諭が個別指導するとのことでした。ネットサポートを利用する際は、学費に加えて、18万円が別途費用として発生することとなります。

次に課外活動についてです。この指導に当たっては、指導者の教員免許は必ずしも必要ではありません。課外の選択授業として、スポーツトレーナー初級資格取得講座と介護福祉士の初任者研修資格取得講座が用意されております。前者のスポーツトレーナー講座開設には、同校と関係の深い信州スポーツ医療福祉専門学校との連携が寄与しております。この講座で実習が必要となった場合、生徒は専門学校の施設で学習し、その他は信州スポーツの職員が同校に来校し、指導を行う手はずとなっております。また、介護福祉士の初任者研修資格取得に向けては、厚生連新町病院の協力を受けて実習を行う予定であるとお聞きしました。

次に、施設の整備状況についてです。長野市が当初他の企業に賃貸する予定で、鋭意校舎や施設整備を進めていたため、大変よく整備されておりました。机や椅子は既に納品されており、廊下に積み上げられておりました。認可が下りれば、晴れて長野市と正式に賃貸借契約を結び、その後教室内に運び入れる手はずとなっております。トイレも大人用に改修されており、高校生の使用には何ら問題はありません。調理実習を行う家庭科室と理科準備室の薬品庫については、今後早急に整備するとのことでした。特に実験の内容によっては、劇薬が保管されることになる薬品庫は堅牢なものが求められ、万が一にも生徒が劇薬を手にすることがないように最大限の注意を払う必要があります。生徒の中には、おそらく悩み多き

生徒が少なからず在籍するであろうことを考えると薬品庫の管理は特に厳格に行う必要があります。保健室は十分な広さが確保されており、生徒の居場所としても活用する予定でありました。特別教室棟は、現在、地域の「子どもプラザ」として利用されており、内部を確認することはできませんでしたが、4月以降はパソコン教室として利用するとお聞きしました。

次に地域の共同利用の観点です。校内には多岐に及ぶ多くの地域の民俗資料や廃校となった更府小学校の来歴や沿革に関わる歴史資料が大量に保管されておりました。今後は長野市学芸員の協力を得て、民俗資料などを整備分類し、図書館の一部をギャラリーとし、見学希望者に自由開放するとのことでした。体育館は学校が使用していない夜間や休日の時間帯には、地域の方々が利用することが可能となっており、共同で利用するとのことでした。その際の電気代などは学校側が負担するとのことでした。

以上の現地視察の結びとして、数点申し上げたいと思います

1点目。同校の教育の特色の一つでもある「アグリセラピー」を実施し、その取組をより意味のあるものとするためには、地域の方々、さらに言えば、お膝元の学校周辺の方々の御理解と御協力が不可欠であり、学校側から住民の方々への一層の働きかけが必要であると感じました。

2点目。その一方で信更地域の活性化のためには、若者の参画が期待されているのも事実であるということです。地域からのニーズが一定程度あるということも事実であります。

3点目。であればこそ、「アグリセラピー」などを通して生まれる地域との「強いつながり」が、学校と地域双方にメリットをもたらすという新しい学びの場をステップ高等学校通信制課程が実践していくことに期待するというものであります。地域に暮らす人々にとって、学校がなくなるということは、ある意味、文化の拠点を失い、児童生徒の声が消えた校舎には寂しさを覚えるものです。人が集う学舎というものは、そこに集う児童生徒ばかりか、地域に暮らす人々を精神的にもあるいは経済的にも豊かにさせてくれるものだと考えます。

4点目。現地調査の際にネットサポートの扱いという、生徒の学習形態の区分けと定義の点などと、地域連携の取組の教育課程上の扱いなどの教育の特色などの2点について、申請内容と整合性に欠ける説明があったり、加えて、具体性に欠き、正鵠を射ていない答弁もあり、これらの点については、私自身、これまで携わってきた幾多の現地調査では感ずることのなかった違和感を覚え、疑義を抱く場面もあったことも事実です。正直申し上げて、心許ない印象を抱いてしまいました。これは申請者内の意識統一が十分ではなかったことが最大の理由であると考えられます。しかしその後、私学振興課の先生方を通して、追加的で補足的な得心の行く説明がなされ、また学校側が資料修正などを真摯に迅速に行うことを受け、来年4月開校に向けて学校の通信制生徒の受入れ体制は整ったことについては確認できました。

一事が万事ではありませんが、開校が認可された暁においても、一層の職員間の意識統一と意思の疎通、並びに職員の待遇面での改善は不可欠であると考えます。やや異例の結びとなってしまうりましたが、報告は以上です。

○議長（児島会長）

はい。ただいま事務局、それから小林委員から御説明をいただきましたけれども、これにつきまして御意見、御質問等ございましたらお願いをいたしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

はい、窪田委員さん、どうぞ。

○窪田委員

2点ございます。申請書の抜粋ですが、2ページになります。これを拝見した中で、第5条のこの法人に次の役員を置くということで、理事が5人以上10人以内と監事2人と出ております。この選任についてちょっとあれと思いましたので、お聞きをします。というのは、13ページですが、令和3年5月2日これは、議事録だと思うのですが、そのときに、議案で役員が就任することを承認したということで、理事5名と監事の●●さんと●●さんが記載されています。そして、15ページの方に、これは6月21日に同じく設立当初の役員の選任ということで、全員が承認したということで、理事長以下5名で、監事の●●さんと●●さんということで、決定しているんですが、次の宣誓書のところが、上記の役員について理事長予定者の原田さんともう一人原田さんが3親等以内であるという書類のそこに、なぜか監事の●●さんが理事になって、いきなり●●さんが監事に入っているということで、間の理事監事選任の手続きが抜けているんでしょうか。その辺がちょっとわからなかったもので、ちょっと確認したいと思います。それが1点目です。

2点目につきましては、まさに現地調査に行く審議会委員さんというのは、やはり責任があって、行かしていただくわけです。その責任あって行っていたいた小林委員さんが、やはり申請とその実際の調査をした中での違和感がある、話すことが違う、意識の統一がなされない。そういうことを話されたかと思うんです。今回の場合は校舎ができていて、2か月余りの間に答申をとりましますから、すごく期間が短いわけでございます。学校の新設は一次審査があって二次審査ですから、その中で違和感を持つということは、やはりこのところを、実際に県の方のお話があって、納得されたというお話はございましたけれども、多分審議会委員の皆さんは何のことだかよくわからないという部分はあるかと思えます。私はやはり具体的にどういうことであったのかをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（児島会長）

窪田委員から2点質問がありましたが、先ほど冒頭で申し上げましたけれども、3時頃休憩を取りたいというお話をさせていただきました。ちょうど時間となりますので、休憩とさせていただきます、3時10分から再開させていただきますと思います。

再開後、今の窪田委員さんからの御質問等に事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしいですか。それでは3時10分再開ということで、よろしく願いいたします。

(休憩)

○議長(児島会長)

よろしいですか。定刻ですので、再開させていただきたいと思います。

先ほど窪田委員さんの方から2点ほど質問が出てまいりましたのでその件につきまして、事務局の方から御説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局(小池課長)

それでは、先ほど2点御質問をいただきました。

理事監事の選任経過が、議事録として付いていないという件についてですが、手続きがされたということは口頭では報告を受けておりますが、議事録を徴しておらず、結果的にそれは付いておりませんので、至急申請者から提出させます。

それから資料2-1、15ページ、16ページでございます。15ページの6月12日。それから、別の資料として宣誓書として16ページに出ていますが、これは設置申請のときに出ていなくて、その後役員が変わりましたので、変わった役員について申請書を提出するようにとこちらから指示した際に、出てきたものです。日付が5月2日になっているのは、学校側で設立発起人決議をしたときの5月2日にしなければいけないと勘違いしてそのまま出してしまったということであります。それについては、5月2日の時点で生じていない事実を証明しているという体になっていきますので、我々の審査が及んでいなかったということで申し訳ありませんでした。

この記載の理事長以下監事までの方々の証明は為しているのですが、日付が違っているということです。それは学校側の認識不足と我々の審査不足ということであります。●●氏が理事に選任されているという議事録を後ほど取り寄せます。

それから2点目の現地調査における小林委員の違和感ですが、私の方からお話をして、不足があれば小林委員にお願いしたいのですが、私が感じたのは、設置趣意書には一言も書いてないんですが、当日の説明の中ではSDGsを軸に据えた教育活動をしていくという説明がありました。私も聞いていて、学校がこれからやろうとしている、地域の人と一緒に取組む、これは中山間地域の社会なり、経済なり、環境なりの持続可能性というものを学校は取り組んで行きたいという思いをお話になっているようでもありましたので、先ほどもありました、アグリセラピーですとか、探究の時間で地域の方々と一緒に取り組んで行く活動についての考え方を説明しているのかなと思って理解していたんですが、やはり設置趣意書に書いてないSDGsを現地調査の際に、かなりの時間を割いて説明がありましたので、その関係はどうなのかという問いをその場でしました。

それからコースの名称についても先ほどあえて整理表として整理したとおり、どこのコースにネットサポートが入るのか、若干わかりづらかったものですから、表の形で整理をするということを現地調査の後にやったということもあります。それはなぜ生じたかということ、事前に相談に来ている過程では、修正前の段階では地域でSDGsをしっかり考えてやっていきたいと学校としても言っていて、担当者レベルでは話を聞いていたんですが、ブラッシュアップしていく中で、SDGsはとても広い概念で、どこにでも何にでもなっちゃうので、もうち

よつと的を絞って、学校の周りの皆さんとアグリセラピーなり、地域の作業を通じた子どもの学びというものにもう少しフォーカスしていこうということで、設置趣意書が変わってきました。以前あったものをもう一度持ってきて説明してしまっただと。そこは学校内の意思疎通の問題はあったかなと思います。その後、小林委員からも先ほど御説明がありましたが、我々の方で12月9日木曜日の現地調査を踏まえて、すぐに整理をするように指示をして、調査後の次の月曜日の朝には学校から指摘事項に対する返答をすべてもらいましたので、学校側の意思疎通がうまくなかったと理解しています。説明は以上です。

○議長(児島会長)

はい、窪田委員さんの2つの御質問に対しまして、事務局から御説明いただきましたが、いかがでございますでしょうか。

○窪田委員

私は結構です。

○議長(児島会長)

どうぞ、鷺澤委員さん。

○鷺澤委員

宣誓書の正しい日付けはいつになるのですか。

○事務局(小池課長)

はい。議事録は令和3年6月21日の時点ではまだ●●さんは監事ですので、その後理事に選任された議事録はこれから取り寄せます。16ページの宣誓書は本来的には、このメンバーが選任された日以降に提出すべきものですので、我々がいただいているのは、12月2日に全員分をいただいていますので、本来この日付で証明すべきものだということでもあります。

○議長(児島会長)

よろしいですか。それ以外にいかがでしょうか、よろしいですか。はい、金山委員さんどうぞ。

○金山委員

お願いします。教育課程表の中に、選択必修で芸術が「音楽Ⅰ」と「書道Ⅰ」とあります。教員組織の見込調書の中に音楽を担当する人が見当たらないのですが、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長(児島会長)

よろしいですか。事務局の方から御説明をお願いします。

○事務局（佐久間私学指導主事）

担当の佐久間と申します。学校としては芸術を選択で実施したいということで、教育課程上は位置づけているわけですが、教員の用意がまだこの段階ではできないということで書道の教員のみ現在は配置しているということでございます。

○金山委員

表向きは選択科目であるけれども入学後、選択できない状態ということでしょうか。これからどなたか担当できる教員を調達するというふうに考えていいでしょうか

○事務局（佐久間私学指導主事）

結構でございます。初年度は実施いたしません。

○事務局（小池課長）

金山委員が御心配なのは、学則には音楽も選択できますよというふうに書いてあっても、募集の段階では、芸術は書道しかできませんよという募集をするのかということですね。

実際、教員は確保できていないので、初年度は書道のみの開講ということでの募集になります。

○金山委員

選択必修は選択できるからこそその選択必修なので、入学してから一科目しか選択できなかったというのは、ちょっと生徒さんたちにとっては気の毒なので、そこのところをうまく回るようにしていただけたらと思います。

○事務局（小池課長）

募集時に周知をするように伝えます。

○議長（児島会長）

はい、よろしいでしょうか。石澤委員さん、はいどうぞ。

○石澤委員

法人の設立について一次審査のときに伺うべきことだったかもしれないんですけども、資料を拝見すると、今回認可申請のあった学校法人信州長野学園と学校法人光和学園信州スポーツ医療福祉専門学校は密接な関係にあるということがよくわかります。住所も同じ長野市三輪 1313 で、そこに別の名前の法人を設立するというのに、ちょっと違和感があります。

本来ですと、新たな学校設置という光和学園の寄附行為の変更認可申請でいいんじゃないかという気もするんですが、何か特別な事情があるのか、あるとするならば、そのことが今

後の学校運営にマイナスの影響を及ぼすようなことをないのかどうか、その点が気になります。

○議長（児島会長）

お願いします。

○事務局（小池課長）

申請者にも光和学園の変更でいいのではないかと確認しましたが、新しく学校を作るので、別の法人で立ち上げたいということでした。背景として推測すると、新しい法人の理事長予定者の方は、光和学園の元々の創設時の理事長さんではなかったということもあって、新しい学校に対しては、新しい法人で運営したいという思いがあったようです。今後の影響ですが、兄弟法人みたいなものが存在することによる、マイナス影響は考えられないと思います。

○議長（児島会長）

よろしいでしょうか。はい、それ以外に何かは、御質問、御意見等ありますでしょうか。

はい。浅輪委員どうぞ。

○浅輪委員

はい。お願いします。確認ですが、申請書の資料2-1の一番上の16ページの「監事」という字が「幹事」になっていて字が違いますが、どちらが正しいのかお聞きしたいです。

○議長（児島会長）

どうぞ。

○事務局（小池課長）

申し訳ありません。こちらのチェック漏れです。「監」の方が正しいです。書き直しをさせますので、申し訳ありません。

○浅輪委員

はい。わかりました。ありがとうございます。

○議長（児島会長）

よろしいでしょうか。その他、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

この件についてはいろいろあったかと思いますが、指導する点については、事務局の方からしっかりと指導していただきたいという思いでございます。

特によろしいでしょうか。もしよろしければ学校法人信州長野学園の寄附行為、並びにステップ高等学校の設置について、認可して差し支えない旨答申することとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長（児島会長）

はい。ありがとうございます。それでは認可して差し支えない旨答申することとさせていただきます。

はい。以上で本日予定されていましたが諮問事項の審議はすべて終了いたします。

続きまして、会議事項（２）その他の「ア 私立学校の開校後の状況について」、事務局からまとめて説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

それでは、開校３年目までの学校の状況でございます。

まず報告事項１「大日向小学校」の状況でございますが、これは大日向中学校の一次審査の説明の際にお話をしておりますが、その際に生徒数が次の学年に進行していないという質問があつて、その際、学校に新しい教育を求めてきたが、やはり合わなかったということや、昨年火事があつて生徒がお亡くなりになるという不幸な事故がありました。それに精神的ショックを受けてこの学校で続けられないということもあつて、次の学年に進行していないということでもあります。ただ、当初の計画よりも生徒総数は確保できていますので、学年進行が進んでまいりますと、もう少し安定的な経営ができるのではないかと考えております。

収支決算の状況では、当初の見込みより生徒が多いので、●●なっていますが、依然として定員が●●していませんので、それまでは●●に頼っているということでもあります。

報告事項２でございますが、「日本アルプス国際学院」であります。概要に書いてありますとおり池田町にあります工業分野専門課程の専修学校であります。学則定員は８０人ですが、生徒数は令和３年度で１年生、２年生合わせて●人という状況になっています。生徒さんは●●でありまして、●●であります。それでコロナの関係で、●●が非常に厳しい状況もありまして、そこからの入学生が見込めない状況にあるということで、生徒数が極めて少ないことになっています。

卒業生は●人ということですが、●●ので、課程は修了しても卒業は認めていないという方が●人いるという状況であります。

収支決算は御覧のとおりですが、生徒数が想定より少なくなってしまったこともあり、●●ということでもあります。

報告事項３でございますが、「軽井沢風越学園」「軽井沢風越幼稚園」であります。幼稚園と、小学校から中学校年代が一緒になった義務教育学校が併設された学校であります。生徒

数の見込みは御覧のとおりで、令和3年度でいきますと、申請時の計画よりも生徒数は●●であります。義務教育学校は、まだ学校として完成しておりませんので、●●がない状態です。

教職員は、当初の計画より前倒しして先生を確保しているということで、先生の手数は多く採っているということです。

教育の特徴ですが、幼稚園と義務教育学校2年生までを前期、3年生から9年生を後期として、12年間のカリキュラムで実践しているということでもあります。前期は外遊びを中心に、後期は先ほど探究の話がありましたけれども、この学校も自らテーマを設定して、主体的な学びをして発表するという学習を行っています。

収支決算を御覧いただきますと、生徒数はある程度計画よりも確保していますが、常勤の先生を育成していく必要があるということで、先生の確保を早めに行っていることもあって、●●が●●なっています。

報告事項4「ID学園高等学校」であります。これは広域通信制高校で、教育区域は御覧のとおりでございます。所在地は東御市で、学則定員1,200名に対して、10月1日現在の生徒数で●人。県内出身の生徒数は●人という状態です。生徒の確保が課題としてなっておりまして、KATEKYO学院という塾とサポート校提携をしまして、そちらに通っている子で、全日制高校に通いづらくなった子をこちらの広域通信制高校に紹介してもらえよう活動を行っているということでもあります。当然、生徒数が想定よりも●●なので、学校法人全体として資金を充てて、運営をしているということでもあります。決算書類は学校法人から提出義務がないため、そこまではもらっていません。

報告事項5「緑誠蘭高等学校」であります。こちらも広域通信制で、生徒数は学則定員が1,500人のうち現在員は●●人です。本校と塩尻校が主に県内出身者になりますが、●人ということでもあります。ただ場所が南木曾町で、周辺に通信制高校がないということで、生徒数の表の下に記載しておりますけれども、大桑村の保健師さんですとか、児童養護施設の職員の方々と情報交換をしたり、蘇南高校とも連絡を取っている中で、全日制高校に通いづらい子の受け皿として、地元での理解は深まってきているとのことです。学校としても本校、塩尻校、中津川校では退学者を出さずに来ているということです。大規模校の知立校が専門学校の高等課程に通いながら高卒資格も取れるように、こちらの学校に籍を置いている方が多くいます。

教職員は御覧のとおりで、収支についても、生徒数が大幅に増加したので、設立した当初よりは●●は多く入っているということでございます。

報告事項6「松本国際中学校」でございます。ここは令和3年4月に開校した学校で、新入生の数は●人で、ほぼ予定数を確保できたということでもあります。

教職員も計画以上の配置がされているということでもあります。教育の特徴は、国際バカロレアを取り入れた教育を展開していて、高校でもバカロレアのコースに進むということでもあります。独自の取組として、自分のやりたいこと、勉強にチャレンジする時間を設けてそれに対する指導をされているということでもあります。

開校後の報告は以上であります。

○議長（児島会長）

はい。ただいま説明いただきましたが、何か御質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。特によろしいですか。

それでは説明はこれで終わりにさせていただきます。

続きまして、「イ 通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準の制定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（小池課長）

10月の審議会の際に駆け足で御説明をいたしました。

これは国において、高等学校通信制教育の質の保証という議論が先行してなされておりました、それに基づいて国が定める設置基準が改正されました。それに対応して県としての設置基準を定めるというものであります。今後設置申請をしてくる学校に対して適用していきますので、審議会委員の皆さんに審議いただく内容に関わっていることから、基準を定める前に審議会の意見を聴取したいというものであります。

審査基準の対象というのは、本校一校だけであれば通常の高校の設置基準が適用されてまいります。本校の他にサテライト施設として置く施設について適用するというものであります。

1ページの2番を御覧いただきまして、表の形でまとめておりますけども、「実施校」として本校がございまして。他に通信教育連携協力施設として「面接指導等実施施設」、それから今は私塾扱いとして学校教育に位置づけてないところですが、「サポート施設」というのが新しく公教育の枠組みに入ってくるのと建て付けがなされます。

通信教育がどのようになされるかといいますと、表の中に網掛けをしてございまして、本校では、「添削指導」「面接指導」「試験」の3セット、面接指導施設では、「添削指導」は本校で行い、「面接指導」や「試験」は施設に教員がいて、そこの先生が行うというものであります。サポート施設は学校教育法上の通信教育そのものを施すのではなく、その他の学習支援ですから、毎日通学できるようになりましょうねというような指導を行う施設だということです。ただそれもこの制度の中で位置づけられるということでもあります。

この基準改正については学校設置者に意見照会を行って、それぞれの意見を反映した形になっています。基本線としますと、2ページを御覧いただきまして、すべては掲載していませんが、主な項目を表の形に整理してあります。

国の基準、県の基準の4マスがあって、それぞれについて「面接指導等実施施設」と「サポート施設」の記載があります。基本的にはこれまで県で定めてきた基準はそのままスライドし、新しい基準でも設定します。それから国から新しく出てきた基準、ガイドラインとして示されたものについても県において注意喚起した方がいいだろうというものは、新しい基準に置き換えています。県独自の規定というのは実はあまりないんですが、例えば、「職員の常駐」というのは、国としては何も基準はありませんが、本県では面接指導施設なりサポート施設では、生徒がいるときには施設に職員が常駐するよというのを審査基準に入れることとしていきます。

それから本県独自ということで行きますと、3ページの「教育区域への施設の設置」であります。これは国においては、長野県に本校を置いて、全国を教育区域とすることは可能です。しかし、長野県の設置基準では、基本的には、教育区域にする県には施設を置いてくださいということにしています。長野県に本校があつて、新潟県、山梨県を教育区域にしようとする場合には新潟県、山梨県にも面接指導施設を置いてくださいというのをお願いします。従前もそうしてまいりましたし、今後もそうしていこうというものであります。それからその裏返しとして、他県の学校が長野県を教育区域とするときも、設置認可はその県が行いますが、本県からの意見として、長野県を教育区域にするのであれば、長野県に面接指導施設を置いてくださいという申入れをするということです。

その他、基本は国の基準なり、これまで長野県が定めてきた基準をそのまま使うということになります。

説明は以上です。

○議長（児島会長）

はい。通信制関係のことで御説明をいただきましたが、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。特段なければ次にいかせていただきます。

「ウ 同時に授業を受ける一学級の人数 40 人以下に係る指導基準の制定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（小池課長）

設置基準の解釈に関わることでありますので、これも御意見を伺いたいということでございます。10月の審議会の際にも駆け足の説明をいたしました。

学校設置基準では、小学校から高校までは一クラス同時に授業を受ける生徒の数は 40 人以下というものが基準になります。しかし制度上、40 人を超えることもまったく否定されているわけではなく、40 人を超えても特別な事情等がある場合には許されるわけですが、どこまで許されるのかという問題意識もありました。40 人を超えてももちろんいいわけですが、本県では、45 人以上になったときには、クラスの編成をし直して 45 人未満のクラスにしてください、それからそれが確保されるまでの間は申し訳ありませんが、学校に対して出している経常費補助金を一部控除しますという基準であります。

これにつきましては、これまで8月に学校設置者の皆さんに意見聴取して、一部ちょっと、こちらから出していた強めの指導基準に対して意見がありましたので、補助金の減算について、少し緩めておりますが、45 人以上の学級については、生徒のためにもならないであろうという御意見が大勢であったということでもあります。

説明は以上でございます。

○議長（児島会長）

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。小林委員さんどうぞ。

○小林委員

45 人を超えるのが恒常的であるというのは非常に問題が多いということはよくわかります。ただ例えば、先生が急に御病気等で休まれるとかいろいろな理由があって、授業ができなくなると学校運営が回らないので、一時的に一時間の生徒数を増やすという手法を取ることがあると思います。

県もそうだと思いますが急に教員の採用ができない場合、どのくらいであれば、認められるか、うちは 45 人を超える授業はやっておりませんが、理論上そういうこともあるので、どれだけ猶予していただけるのかというのは、実際の現場からの質問であります。

○議長（児島会長）

事務局いかがですか。

○事務局（小池課長）

そのためのただし書きで 40 人を超えることも認められているので、実際運用してみてどこまでかというのがあります。

1 年生を入れたときに、先生の数明らかに足りなくて 46 人のクラスを編成してしまった学校と、急病などで予定していた先生の都合が悪くなったということをごどこまで線引きできるかということだと思います。

基本は外形的である程度やるしかないと考えています。最後は運用していて、特別の事情をごどこまで捉えるかということで、今後の運用を考えていきたいと考えています。

急病の場合で、先生が一人確保できないというときは、臨時的に 1 か月 2 か月ということであれば、今いる他の先生で対応もできるだろうし、臨時の先生にスポットで来ていただくという対応もできるので、基本は基準は基準として運用させていただく方向かと思います。

○議長（児島会長）

小林委員さんよろしいでしょうか。

○小林委員

わかりました。

○議長（児島会長）

それ以外に何か御質問ございませんですか。

続きまして、最後の「エ 私立学校等の設置等に関する審査基準の改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小池課長）

これは国の要請でも何でもなくて、私どもの発案なんですけど、先ほど来からありましたけれ

ど、設置時に計画をしっかり煮詰めないといけないんじゃないかという御意見が1件目、2件目とございました。我々も問題意識を持っておりまして、それに対する答えとしていかがかというお諮りでございます。

5ページを御覧いただきたいんですが、設置申請者と審議会の関係ですけれども、今ですと申請者が申請書を提出して、県がいったん受理したものを審議会に諮問をして、審査会委員の皆さんはそれに対して、審議いただくということになっています。二次審査の段階で現地調査を委員さんにしていただいて、最終審査をするということなんですが、設置申請を諮問した段階で、申請者から直接この場で委員さん方に説明を聞いていただくという場を設けたらどうかというのが、主旨であります。

やはり、学びの内容そのものの根幹の部分は、設置者自ら説明をする、それからそれに対して質疑をしていただく中で、設置者自身も学校を作る覚悟を更に決めていただいたり、志を委員の皆様にも受け止めていただくことが必要んじゃないかという問題意識であります。

来年の審議会から取り入れたいと考えています。説明は以上です。

○議長（児島会長）

ただいま、この件につきまして、事務局から説明いただきましたが、いかがでございましょうか。

○百瀬委員

とても賛成です。

今回の報告事項に挙げた学校の他にも、審議の際にこれを通していいものかと揉めた学校もあったと思います。その際は、私たちが「通す通さないの判断はできない」というような説明があったように記憶しています。そしてその後、授業料が払えない学生さんが出てくるとか、生徒数が満たないとか、やっぱりこういう状況で学校の経営が果してできるのか、正直聞いて私達が経営に携われるところではないので、特に意見、質問もしませんでしたけれども、危惧を感じてはありました。

やっぱり審議をするということの重要性を考えたら、通してしまったことの責任というのは私たちにも当然あるわけで、そういう意味では、通す前にこの計画が果たして子どもたちのためになっているのかということとはしっかり聞かせていただいた上で、審議のベースに乗せるということは、とても大切なことだと思います。今回県がこのような措置を取ってくださるとい判断はとても賛成するものですし、英断をしてくださったなと受け止めております。以上です。

○議長（児島委員）

ただいまこの件につきまして賛成の御意見が出てまいりましたいかがでございましょうか。どうぞ、窪田委員さん。

○窪田委員

はい基本的には賛成です。

まさに複雑な背景を持つ子どもたちが多くなる中、私学も多様化、複雑化し、そして私どものこの審議会は基本的には形式審査ですので、それだけだと本当に資本の継続と目的に関わり、私立学校が永続性や公共性を保つことができるか、最終的には子どもたちの最善の利益になるかどうか、子どもたちが本当に幸せになるかどうかという事は測れないわけです。

ここのところ特に広域通信制等々が多くなり、あるいは既存の廃校になったような学校を使って校舎を建てないということになると審査自体が短いものですから、その中で、本当にこの審議が正しいのかどうかということを考えることは多々あります。

今日の話は最初の段階で設置申請者から説明を受けるということでございましたけれども、私は短い審議期間で終わる場合には、場合によっては中間審査があってもいいんじゃないかなという思うところがございます。

いずれにせよ何らかの方法で少しでもそういうことを考えていただくということはよろしいかと思えます。以上です。

○議長（児島会長）

どうぞ内川委員さん。

○内川委員

私も百瀬委員や窪田委員と全く一緒です。この審議会が「設立の条件が整っているから通すしかないでしょう」みたいな会だと、委員が意見を言ってもしょうがないというのもあります。今回のように、建物も土地も国だったり県だったり市のものであったり、安く借りるというケースでは、リスクが低いので、いろいろな学校の設立を出しやすくなっているという状況にあります。以前は「校舎は、全部自分で建てましょう」ということでしたので、1億円、2億円なりの財源を準備しながら設立を考えるのですが、安易に出ているなという感じはここ数年しています。

それで今お話の、やっぱりどんなふうにするかっていうのを事前に聞いておかないと、ただ審議会に出て「すんなり通すのは嫌だ」と言って、それでも、私たちの意見は通らないというのはあんまり意味がないので、ぜひスタートの段階からやっていただくというのはとても良い案だと思います。

○議長（児島会長）

3名の委員さんから同様に賛成という声をいただきましたが、よろしいですか。

では石澤委員さん。

○石澤委員

私も皆さんに賛成なんですけれども、審議会に出席をして説明する人は、その法人のどの立場の人なのかということまで規定を設けるおつもりでしょうか。つまり、法人が指定した人であればこちらは受け入れるという姿勢か、あるいは経営者側に立つ役員に出席を求めるなど

一定の条件を設けるつもりかをお聞きしたいです。

○事務局（小池課長）

そこは法人に任せようかと思っています。理事長予定者であれ、校長予定者であれ、理事であれ、学校として責任をもって説明できる方であれば、いいのではないかと考えています。

○議長（児島会長）

はい。よろしいでしょうか。ただいまほとんどの方が賛成ということでしたが、とりあえずやってみると思いますけれどもどうでしょうか。

特に反対の御意見がなかったら、このままでやりたいと思います。

はい。よろしく申し上げます。

その他特によろしいですかね。以上で本日の会議事項すべて終了いたしました。

委員各位からその他に何かございましたら、おっしゃっていただきたいと思いますが、よろしいですか。

はい。特に御発言がなければ、事務局にマイクをお返ししたいと思います。ありがとうございました。

○事務局（熊谷補佐）

児島会長、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

それでは、以上で本日の審議会を終了させていただきます。皆様、大変お疲れ様でした。